

令和8年度 世田谷区 介護サービス事業者等集団指導 ＜（介護予防）認知症対応型共同生活介護＞

世 田 谷 区
介 護 保 険 課

1. 運営指導について	3
2. 指定更新申請及び各種届出について	5
3. 運営指導等における主な指導事例について	10
4. 資料集及び参照法令等	35
5. 受講結果報告書について	40

※スライド4枚目以降、文字色が青で青い下線が引かれている箇所は、クリックすると、別ウィンドウでリンク先が開かれます。

1.運営指導について

1 運営指導について

指導の目的と方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、省令や条例等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本としている（世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱を意識して引用）。

世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱 <https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2358/shidouyoukou0604.pdf>

指導方法

① 集団指導

世田谷区長が指定権限を有する介護サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び高齢者に対する虐待の事案をはじめとした過去の指導事例等の内容について、一定の場所に集めた講習又はオンライン会議システム、インターネットを活用した動画の配信若しくはホームページへの資料の掲載により行う。

② 運営指導

介護保険法第23条に基づき、指導の対象となる介護サービス事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

2.指定更新申請及び各種届出について

2 指定更新申請及び各種届出について

指定更新申請

- 指定事業者は、指定の**有効期間の満了前**に更新手続を完了しなければ、有効期間満了により指定の効力を失うことになります。
- 有効期間の満了が近づきましたら、更新申請手続を行ってください。
- なお、指定更新申請書の提出期限等については、更新時期が近くなりましたら、対象事業所あてに申請手続に係る案内をメールでお送りします。つきましては、以下の区ホームページをご確認いただき、メールアドレスを登録してください。

[世田谷区介護保険メール情報便 | 世田谷区公式ホームページ](#)

※申請手続に係るメールは、「世田谷区介護保険メール情報便」に登録されたメールアドレスに送信します。

<提出書類>

- ✓ 以下の区ホームページを参照してください。

[指定更新申請について（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援） | 世田谷区公式ホームページ](#)

<提出方法>

- ✓ 原則オンライン申請

2 指定更新申請及び各種届出について

各種届出【変更届】

- 事業所の指定を受けた内容に変更が生じた場合に、変更届を提出する必要があります。

※人員に関する変更の場合は、算定している加算について引き続き要件を満たしているか、あらためてご確認ください。

※人員に関する変更により、加算の算定要件を満たさなくなった場合には、加算届も併せてご提出ください。

<提出時期>

- ✓ 変更があった日から**10日以内**

<提出書類>

- ✓ 変更の内容によって異なりますので、以下の区ホームページを参照してください。

[変更届出、休止・廃止・再開届出\(地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援\)|
世田谷区公式ホームページ](#)

<提出方法>

- ✓ 原則オンライン申請

2 指定更新申請及び各種届出について

各種届出【休止・廃止・再開】

- 事業所を廃止、休止又は再開する場合には、届出を行う必要があります。

<提出時期>

- ✓ 指定事業所を廃止又は休止をする場合は、予定日の**1か月前**
- ✓ 休止した指定事業所を再開する場合は、再開後**10日以内**

<提出書類>

- ✓ 届出の内容によって異なりますので、以下の区ホームページを参照してください。

[変更届出、休止・廃止・再開届出\(地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援\) | 世田谷区公式ホームページ](#)

※必ず**事前に**電話（03-5432-2294）で相談してください。

※廃止又は休止に当たっては、**廃止後又は休止後における利用者の処遇**についても報告をしてください。

<提出方法>

- ✓ 原則オンライン申請

2 指定更新申請及び各種届出について

各種届出【加算届】

- 新たに加算の算定を行う場合又は加算区分を変更する場合（加算の算定を取りやめる場合を含む。）は、加算に係る届出書等の提出が必要です。

<提出期限>

- ✓ 算定を開始する月の初日まで

※加算の算定の開始時期は届出を行った時期によって異なりますので、注意してください。

※事業所の体制について加算の算定要件を満たさない状況が生じた場合又は加算が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに上記届出書を提出してください。

<提出書類>

- ✓ 加算の内容によって異なりますので、以下の区ホームページを参照してください。

[介護給付費算定に係る体制等に関する届出（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援） | 世田谷区公式ホームページ](#)

<提出方法>

- ✓ 原則オンライン申請

3.運営指導等における主な指導事例について

3 運営指導等における主な指導事例について（従業員の員数・代表者）

よくある指摘事項

- 計画作成担当者のうち1以上の者について、介護支援専門員をもって充てていない。

チェックポイント

- 計画作成担当者
 - ✓ 計画作成担当者を、事業所に1人以上配置しているか。
 - ✓ 計画作成担当者のうち1人以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。
 - ✓ 計画作成担当者は、「実践者研修」又は「基礎課程」の研修を修了しているか。
- 事業者の代表者（※）
 - ✓ 代表者は、「認知症対応型サービス事業開設者研修」の研修を修了しているか。
 - ✓ 代表者の変更の際には、「認知症対応型サービス事業開設者研修」の研修修了者の変更について、区に変更届を提出しているか。

※「事業者の代表者」…基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。

3 運営指導等における主な指導事例について（内容及び手続の説明並びに同意）

よくある指摘事項

- 重要事項を記した文書について、利用申込者の同意を得たことが確認できない。

チェックポイント

- ✓ 介護サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。
- ✓ 上記の交付、説明及び同意の手続きを行ったことが、保管書類等により確認できる状態であるか。
- ✓ 重要事項を記した文書（重要事項説明書等）に、第三者評価の実施状況（※）等、説明すべき項目が網羅されているか。

※「第三者評価の実施状況」…第三者評価について、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況をいう。

- ✓ 苦情処理の体制に関し、区の苦情相談窓口を案内する場合に、入居者の住所地を管轄する総合支所保健福祉課地域支援担当（※）を苦情相談窓口として案内しているか。

※「総合支所」…世田谷区には5つの総合支所があり、介護保険の相談や苦情等については、入居者の住所地を管轄する総合支所の保健福祉課地域支援担当が担当窓口となる。電話番号等については、下記の区ホームページを参照し、正確に案内すること（窓口の移転等に伴い変更となる場合もあるので、最新情報を確認すること）。

なお、世田谷区の場合、介護保険課などは苦情相談窓口ではないため、その点に留意すること。

[総合支所業務案内](#) [保健福祉課](#) | [世田谷区公式ホームページ](#)

3 運営指導等における主な指導事例について（サービスの提供の記録）

よくある指摘事項

- 入居者の被保険者証に入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を記載していない。
- 退居者の被保険者証に退居の年月日を記載していない。

チェックポイント

- ✓ 入居に際して、入居者の被保険者証に、入居の年月日、入居している共同生活住居の名称を記載しているか。
- ✓ 退居に際して、退居者の被保険者証に、退居の年月日を記載しているか。また、記載したことが分かる書類を保管しているか。
- ✓ サービスの提供日、サービスの内容、入居者の状況その他提供した具体的なサービスの内容等について必要な事項を記録しているか。
- ✓ 上記の提供したサービス内容等の記録を、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の完結の日（※）から2年間保存しているか。

※「完結の日」…個々の入居者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入居者の死亡、入居者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日をいう。

3 運営指導等における主な指導事例について（利用料等の受領）

チェックポイント

- ✓ 食材料費その他の日常生活に係る費用等の支払いを受ける場合、入居者に負担させることが適当な費用であることを確認しているか。
 - ✓ 入居者から支払いを受ける費用及び当該費用に係るサービスの内容について、あらかじめ、入居者又は家族に説明を行い、入居者の同意を得ているか。
 - ✓ 日常生活に要する費用の取扱いについて、厚生労働省発出の関連通知の内容を確認しているか。
 - 厚生労働省発出の関連通知『通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて』（平成12年3月30日老企第54号／[介護保険最新情報Vol.1355](#)）
 - ✓ 利用料等の受領の取扱いについて、区発出の関連通知の内容を確認しているか。
 - 区発出の関連通知『[指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における利用料等の受領について（通知）](#)』（平成28年5月19日28世介保第213号）
- ※入居者から支払を受けることのできる食材料費、光熱水費等の費用については、収支を記録し、領収証等の書類を整備したうえで、年1回以上は精算をすること。

3 運営指導等における主な指導事例について（身体的拘束等の禁止）

よくある指摘事項

- 身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催していない。
- 身体的拘束等適正化検討委員会の結果について、従業者に周知徹底を図ったことが確認できない。

チェックポイント

- ✓ 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。
- ✓ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その**態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録しているか。
- ✓ **身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上**開催するとともに、その**結果**について、**従業者に周知徹底**を図っているか。また、そのことがわかるように**記録**をしているか。
- ✓ **身体的拘束等の適正化のための指針**を整備しているか。
- ✓ 従業者に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修**を定期的（**年2回以上**）に実施するとともに新規採用時にも必ず当該研修を実施しているか。

※**身体的拘束等の適正化のための措置**（身体的拘束等の記録、身体的拘束等適正化検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施）を義務付けるとともに**身体的拘束等の適正化のための措置が1つでも講じられていない場合は、所定単位数から減算**する。

3 運営指導等における主な指導事例について (（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成)

よくある指摘事項

- 計画作成担当者が他の介護従業者と協議の上で（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「計画」という。）を作成したことが確認できない。
- 入居者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた上で作成したことが確認できない。
- 計画の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得て、入居者に交付したことが確認できない。
- 計画の実施状況の把握を行っていることが確認できない。
- 必要に応じて計画の変更を行っていない。

3 運営指導等における主な指導事例について (（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成)

チェックポイント

- ✓ 計画は、計画作成担当者が他の介護従業者と協議の上、作成しているか。
- ✓ 計画は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しているか。
- ✓ 計画には、援助の目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。
- ✓ 計画の内容について、入居者又はその家族に説明し、入居者の同意を得ているか。
- ✓ 作成した計画を入居者に交付しているか。
- ✓ 交付した計画を、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の完結の日（※）から2年間保存しているか。
※「完結の日」…個々の入居者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、入居者の死亡、入居者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日をいう。
- ✓ 計画作成担当者は、計画の作成後においても、他の介護従業者及び入居者が計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。

3 運営指導等における主な指導事例について（勤務体制の確保等）

よくある指摘事項

- 従業員の勤務体制を定めた勤務表について、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない。

チェックポイント

- ✓ 入居者に対し適切なサービスを提供できるよう、共同生活住居ごとに原則として月ごとの勤務表を作成しているか。
- ✓ 従業員について、**日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等**を明確にした勤務表であるか。

3 運営指導等における主な指導事例について（業務継続計画の策定等）

よくある指摘事項

- 従業者に対し、業務継続計画に係る必要な研修及び訓練を定期的の実施していない。

チェックポイント

- ✓ 感染症に係る業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。
- ✓ 災害に係る業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。
- ✓ 従業者に対し、業務継続計画について周知しているか。
- ✓ 従業者に対し、業務継続計画について必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しているか。また、そのことが分かるように記録をしているか。
- ✓ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行っているか。
- ✓ 業務継続計画には、必要な項目が記載されているか。（詳細については、[『介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修』（厚生労働省ホームページ）](#)等を参照すること。）

※感染症若しくは災害のいずれかの業務継続計画を未策定の場合、所定単位数から減算する。
業務継続計画未策定減算については、[介護保険最新情報 Vol.1225](#)（問165、166）及び[介護保険最新情報 Vol.1263](#)（問7）を確認すること。

3 運営指導等における主な指導事例について（非常災害対策）

チェックポイント

- ✓ 非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。）を作成しているか。
- ✓ 火災等の災害時に、地域の消防機関に速やかに通報する体制をとるよう、定期的に従業員に周知しているか。
- ✓ 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を整備しているか。
- ✓ 避難訓練等を定期的に実施しているか。
- ✓ 避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。

3 運営指導等における主な指導事例について（衛生管理等）

よくある指摘事項

- 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。
- 感染対策委員会の結果について、従業者に周知徹底を図ったことが確認できない。
- 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していない。

チェックポイント

- ✓ **感染対策委員会**を開催（おおむね**6月に1回以上**）するとともに、その**結果**について、**従業者に周知徹底**を図っているか。また、そのことが分かるように記録しているか。
- ✓ 平常時の対策及び発生時の対応を規定した**感染症の予防及びまん延の防止のための指針**を整備しているか。
※指針の整備にあたっては、[『介護現場における感染対策の手引き』](#)を参照すること。
- ✓ **感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練**を定期的（**年2回以上**）に実施しているか。また、実施したことが分かるように記録しているか。

3 運営指導等における主な指導事例について（協力医療機関等）

よくある指摘事項

- 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていることが確認できない。

チェックポイント

- ✓ 入居者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めているか。
 - 入居者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めているか。
- ✓ 年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を区に届け出ているか。
 - ※区への届出については、区ホームページを参照すること。[協力医療機関に関する届出\(（介護予防）認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護\)](#) | [世田谷区公式ホームページ](#)
- ✓ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。
- ✓ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に、当該第二種協定指定医療機関との間で、年に1回以上、新興感染症の発生時等における対応について協議を行っているか。また、そのことが分かるように記録しているか。
- ✓ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入居させることができるように努めているか。

3 運営指導等における主な指導事例について（秘密保持等）

よくある指摘事項

- 労働者派遣契約その他の契約により当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員の秘密保持について、必要な措置を講じていない。
- 入居者及び入居者家族の個人情報を用いることについて、文書により同意を得ていない。

チェックポイント

- ✓ 事業所の従業員（派遣労働者を含む。）が、従業員でなくなった後においても、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時等に取り決める等の措置を講じているか。
- ✓ サービス担当者会議等において、**入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を**、あらかじめ文書により得ているか。

3 運営指導等における主な指導事例について（地域との連携等）

よくある指摘事項

- 運営推進会議に、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等が参加していない。
- 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催していない。
- 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない。

3 運営指導等における主な指導事例について（地域との連携等）

チェックポイント

- ✓ 運営推進会議は、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成されているか。
- ✓ おおむね**2月に1回以上**、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。
- ✓ 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（**自己評価**）を行うとともに、その自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（**外部評価**）を受けているか。
- ✓ 運営推進会議における報告等の記録（※）を作成し、当該**記録を公表**しているか。なお、公表に当たっては、個人情報保護に配慮しているか。
※構成員からの欠席連絡の記録を含む。
- ✓ 当該記録は、**その完結の日（※）から2年間保存**しているか。
※「完結の日」…運営推進会議の記録については、記録を公表した日をいう。

3 運営指導等における主な指導事例について(事故発生時の対応)

よくある指摘事項

- サービス提供により発生した事故について、区に連絡していない。

チェックポイント

- ✓ サービス提供により事故が発生した場合は速やかに区、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。

<区への報告が必要な事故の範囲（一部抜粋）>

- ・ 入居者が死亡した場合
- ・ 医療機関において治療（事業所内における医療処置を含む。）を要する外傷、骨折、誤えん、誤与薬等が発生した場合（擦過傷、打撲等の軽傷のものを除く。）
- ・ 入居者の個人情報漏えいなど、入居者へのサービス提供に影響する従業員の法令違反等がある場合
- ・ 入居者及び従業員等から食中毒又は疥癬等の患者が発生し、サービス提供に影響する恐れがある場合
- ・ サービス提供中に入居者が行方不明になり、警察署等に届け出た場合

- 区に連絡すべき事故の範囲、連絡の方法等については、[世田谷区保健福祉サービス事故報告取扱要綱（平成22年7月1日22世保福指第80号）](#)及び[世田谷区介護保険事故報告取扱要領（平成17年4月28日世計調第57号）](#)に定めるものであることに留意すること。

3 運営指導等における主な指導事例について(虐待の防止)

よくある指摘事項

- 虐待防止検討委員会の結果について、従業者に周知徹底を図ったことが確認できない。

チェックポイント

- ✓ **虐待防止検討委員会**を定期的開催するとともに、その**結果**について、**従業者に周知徹底**を図っているか。また、そのことが分かるように**記録**をしているか。
- ✓ **虐待の防止のための指針**を整備しているか。
- ✓ **虐待の防止のための研修**を定期的（**年2回以上**）に実施するとともに、新規採用時にも必ず当該研修を実施しているか。
- ✓ 上記措置を適切に実施するための**担当者**を置いているか。

※**虐待の発生又はその再発を防止するための措置**（虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）が**1つでも講じられていない場合は、所定単位数から減算**する。高齢者虐待防止措置未実施減算については、[介護保険最新情報 Vol.1225](#)（問167、168、169、170）、[介護保険最新情報Vol.1345](#)（○高齢者虐待防止措置未実施減算の適用について 問1）を確認すること。

3 運営指導等における主な指導事例について（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

チェックポイント

※委員会の設置は令和9年3月31日までは努力義務。令和9年4月1日より義務化。

- ✓ 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）を定期的に開催しているか。**
 - 委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、当該委員会の開催が形骸化しないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。
 - 委員会の開催に当たっては、[『介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン』](#)
[『利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集』](#)等を参照のこと。
- ✓ 委員会の設置の目的は、入居者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備することとされているか。
- ✓ 委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む**幅広い職種により構成**されているか。
- ✓ 委員会において、生産性向上に係る現場における課題の抽出・分析により、事業所の状況に応じた必要な対応を検討しているか。

3 運営指導等における主な指導事例について（夜勤体制による減算）

減算要件

- 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において入居者の全員について、所定単位数から減算する。
 - イ 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準（※）に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
 - 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

※「夜勤職員基準」…厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）

第3号 認知症対応型共同生活介護費又は短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者の数が、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに1以上であること。

第10号 介護予防認知症対応型共同生活介護費又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第3号の規定を準用する。

チェックポイント

- ✓ 夜勤時間帯を通じて、共同生活住居（ユニット）ごとに、夜勤職員（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）に従事する介護従業者をいう。）を1以上配置しているか。

3 運営指導等における主な指導事例について（協力医療機関連携加算（短期利用を除く））

算定要件

協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

- （１）当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合 100単位
- （２）（１）以外の場合 40単位

チェックポイント

- ✓ 会議を定期的に行う（※）しているか。
 - ※次のいずれかに該当すること。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。（[介護保険最新情報 Vol.1502](#)（問1）参照）
 - イ 電子的システムにより当該協力医療機関において、認知症対応型共同生活介護事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること。
 - ロ 年3回以上開催すること。ただし、入院の必要性が認められた当該事業所の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合又は往診の必要性が認められた当該事業所の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合には、当該協力医療機関との会議の開催を年1回以上開催することで差し支えないこととする。また、この場合において、入退院又は往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該事業所の入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院若しくは往診依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。
- ✓ （１）について、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより指定地域密着型サービス基準第105条第2項第1号及び第2号に規定する要件（※）を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行っているか。
 - ※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - 第105条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
 - 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - （１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - （２）当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - ※上記の要件全てを満たす医療機関を、協力医療機関として複数定める場合、協力医療機関連携加算の算定にあたっての定期的な会議は、当該医療機関のうち1つの医療機関と行うことで差し支えない。（[介護保険最新情報 Vol.1229](#)（問13）参照）
- ✓ 会議の概要を記録しているか。

3 運営指導等における主な指導事例について(医療連携体制加算)

よくある指摘事項

- 入居者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容を入居の際に説明し、同意を得ていない。

チェックポイント

- ✓ 医療連携体制加算（Ⅰ）を算定する場合において次のとおり人員を配置しているか。
 - （Ⅰ）イ：事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していること。
 - （Ⅰ）ロ：事業所の職員として看護職員（看護師又は准看護師）を常勤換算方法で1名以上配置していること。
※看護職員が准看護師のみの体制である場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師と連携すること。
 - （Ⅰ）ハ：事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。
- ✓ 医療連携体制加算（Ⅰ）を算定する場合において次のとおり24時間連絡できる体制を確保しているか。
 - （Ⅰ）イ：事業所の職員である看護師又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。
 - （Ⅰ）ロ：事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。ただし、配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師により、24時間連絡できる体制を確保していること。
 - （Ⅰ）ハ：看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。
- ✓ 医療連携体制加算（Ⅰ）の体制を確保している場合に、具体的なサービスとして下記の業務を行っているか。
 - ・入居者に対する日常的な健康管理
 - ・通常時及び特に入居者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連携・調整
 - ・看取りに関する指針の整備等

※医療連携体制加算（Ⅱ）を算定する事業所においては、上記に加えて、協力医療機関等との連携を確保しつつ、医療ニーズを有する入居者が、可能な限り認知症対応型共同生活介護事業所で療養生活を継続できるように必要な支援を行うこと。
- ✓ 「重度化した場合の対応に係る指針」に、下記の項目を盛り込んでいるか。
 - ・急性期における医師や医療機関との連携体制
 - ・入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い
 - ・看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針等
- ✓ 入居の際に、入居者又はその家族等に対して、上記指針の内容を説明し、同意を得ているか。

3 運営指導等における主な指導事例について (認知症チームケア推進加算(介護予防を含む) (短期利用を除く))

チェックポイント

<認知症チームケア推進加算(Ⅰ)>

1. 事業所における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(※)の占める割合が2分の1以上であるか。
※「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」…日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する入居者
2. 「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチーム(以下「チーム」という。)を組んでいるか。
3. チームは、対象者である入居者等個人に対し計画的に認知症の行動・心理症状の評価指標を用いて評価を実施し、その評価の結果に基づき、チームケアの計画を作成・実施しているか。
※計画の作成にあたっては、評価の結果と整合性が取れた計画を、個々の入居者等の状態に応じて個別に作成することとし、画一的な計画とならないよう留意すること。また、ケアにおいて入居者等の尊厳が十分保持されるよう留意すること。
4. チームは、ケアの質の向上を図る観点から、チームケアを実施するにあたっては、対象者1人につき月1回以上の定期的なカンファレンスを開催し、認知症の行動・心理症状を含めて個々の入居者等の状態を評価し、ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行っているか。その他、日々のケアの場面で心身の状態や環境等の変化が生じたとき等は、その都度カンファレンスを開催し、再評価、ケア方針の見直し等を行っているか。

<認知症チームケア推進加算(Ⅱ)>

1. (Ⅰ)の1、3及び4に掲げる基準に適合しているか。
2. 「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいるか。

※認知症チームケア推進加算に関しては、厚生労働省発出の別途通知「[認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について](#)」(介護保険最新情報Vol.1228)、[介護保険最新情報 Vol.1306](#)、[介護保険最新情報 Vol.1376](#) (問4、5、6)を確認すること。

3 運営指導等における主な指導事例について(生産性向上推進体制加算)

チェックポイント（主な算定要件等）

<生産性向上推進体制加算（Ⅱ）>

- ✓ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催（※1 注釈内容は次頁に掲載）や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っているか。
- ✓ 見守り機器等のテクノロジー（※2 注釈内容は次頁に掲載）を**1つ以上導入**しているか。
- ✓ 事業年度ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行っているか。

<生産性向上推進体制加算（Ⅰ）>

- ✓ （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による**成果**（※3 注釈内容は次頁に掲載）が**確認**されているか。
- ✓ 見守り機器等のテクノロジー（※2）を**複数導入**しているか。
- ✓ 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っているか。
- ✓ 事業年度ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行っているか。

注：最初から（Ⅰ）を算定しようとする事業所においては、（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入後、生産性向上の取組を**3月以上**継続した上で、データの提出が必要となる。

※生産性向上推進体制加算に関しては、[介護保険最新情報Vol.1236](#)、[Vol.1261](#)(問12)、[『生産性向上推進体制加算について』（厚生労働省ホームページ）](#)を確認すること。

3 運営指導等における主な指導事例について(生産性向上推進体制加算)

(※1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催

○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）では、以下のアからエに掲げる事項について検討を行うこと。

ア：入居者の安全及びケアの質の確保

イ：職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

ウ：介護機器の定期的な点検

エ：職員に対する研修

○委員会は**3月に1回以上**開催すること。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

○見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。

ア：見守り機器

イ：インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器

ウ：介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力 から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）

○見守り機器等のテクノロジーを**複数導入**するとは、**少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用**することであり、その際、**アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用**すること。なお、アの機器を居室に設置する際には、入居者のプライバシーに配慮する観点から**入居者又は家族等に必要な説明を行い同意を得ること**。また、機器の運用については、当該入居者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

(※3) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

○（Ⅰ）において提供を求めるデータは、以下の項目とする。

ア：入居者における満足度等の変化（WHO-5等）

イ：総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化

ウ：年次有給休暇の取得状況の変化

エ：介護職員の心理的負担等の変化（SRS-18等）

オ：機器の導入等による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）

✓ アの調査の実施及び実績の厚生労働省への報告については、**入居者又は家族等に必要な説明を行い、同意を取ること**。

✓ エの調査の実施及び実績の厚生労働省への報告については、**介護職員に必要な説明を行い、同意を取ること**。

○（Ⅱ）において求めるデータは、（Ⅰ）で求めるデータのうち、アからウの項目とする。

○（Ⅰ）における業務改善の取組による**成果が確認**されていることとは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

4.資料集及び参照法令等

4 資料集及び参照法令等①

- ・ 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号）
https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2370/15097_1.pdf
- ・ 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第18号）
https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2370/15097_3.pdf
- ・ 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則（平成25年3月世田谷区規則第7号）
https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2370/15097_2.pdf
- ・ 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成25年3月世田谷区規則第8号）
https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/2370/15097_4.pdf
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- ・ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）
- ・ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発0331005号・老老発第0331018号）
- ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
- ・ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における利用料等の受領について（平成28年5月19日28世介保第213号）

4 資料集及び参照法令等②

- 『介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修』（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.htm
- 『介護現場における感染対策の手引き』第3版
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>
- 『介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001545559.pdf>
- 『利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>
- 『生産性向上推進体制加算について』（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634_00010.html

4 資料集及び参照法令等③

- 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (介護保険最新情報 Vol.1225)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001227740.pdf>
※その他、令和6年度介護報酬改定に関するQ & Aは、下記ページのリンクをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html
- 認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」 (介護保険最新情報Vol.1228)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001229784.pdf>
- 「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」及び「「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について (介護保険最新情報 Vol.1236)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001238432.pdf>
- 高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ & Aの周知について (介護保険最新情報Vol.1345)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001378290.pdf>
- 「「その他の日常生活費」に係るQ & Aについて」の一部改正について (介護保険最新情報Vol.1355)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001409305.pdf>
- 「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ & Aの発出について (介護保険最新情報Vol.1502)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001698614.pdf>

※ [介護保険最新情報掲載ページ](#) | 厚生労働省から令和3年1月1日以降に発出された介護保険最新情報を確認できます。

※ [介護保険最新情報 \(厚生労働省からの通知\)](#) | [介護保険についてのお知らせ](#) | 東京都福祉局から過去に発出された介護保険最新情報を確認できます。

4 資料集及び参照法令等④

● テキストに関する世田谷区ホームページのページID一覧

世田谷区ホームページの右上「検索メニュー」から、「ページIDから探す」で下記番号を入力して検索すると該当ページが表示されます。

ページID	表示されるページのタイトル
2 3 5 8	指導・監査に関する情報
2 3 3 0	世田谷区介護保険メール情報便
2 3 7 0	地域密着型サービスに関する条例等ダウンロード
2 3 7 4	地域密着型サービス事業の基準等に関する区の独自基準の取り扱いについて
2 3 6 7	指定更新申請について（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）
2 3 6 8	変更届出書、休止・廃止・再開届出(地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援)
2 3 6 9	介護給付費算定に係る体制等に関する届出（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）
8 4 7 2	総合支所業務案内 保健福祉課
2 3 7 3	業務継続計画（BCP）について
1 5 8 7 7	協力医療機関に関する届出（（介護予防）認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
3 3 0 0	保健福祉サービス苦情・事故報告書
2 3 5 9	世田谷区介護サービス事業者等集団指導について

5.受講結果報告書について

5 受講結果報告書について

提出方法等

- 集団指導資料を確認後、オンライン提出フォームに直接入力の上、受講結果報告書を提出してください。

<提出期限>

✓ **令和8年7月24日（金）必着**

<オンライン提出フォーム>

✓ 下記の区ホームページからアクセスしてください。

https://www.city.setagaya.lg.jp/02061/online_tetsuzuki/2359.html

- 資料に掲載している内容は、運営指導等における主な指摘事項全体のうち一部です。掲載していない項目についても、必ず根拠条例や告示等で要件等を確認してください。
- また、掲載している項目についても、根拠条例や告示等で要件等の全体を確認してください。
- 今後、Q&Aや通知が発出された場合や報酬改定の際には、取扱いが変更となる可能性があります。